

〔松戸市告示第130号〕

令和元年8月30日

松戸都市計画特別緑地保全地区の変更（松戸市決定）

幸谷特別緑地保全地区

都市計画の変更理由書

当該区域については、都市にうるおいを与える貴重な資源である樹林地がまとまった形で残されており、松戸市緑の基本計画においては、特別緑地保全地区促進区域に位置し、その中でも優先的に特別緑地保全地区の指定に努める重要な樹林地となっていることから、平成25年3月に、樹林地のうち松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線の計画線以北の約1.5haについて特別緑地保全地区の指定を行った区域となっている。

一方、松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線については、平成24年9月に、未整備部分の都市計画道路の連続性を確保するために、市道1地区1086号が暫定道路として整備されていたが、幹線道路としての機能や交通量、土地利用等を検討した結果、市道1地区1086号は松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線の代替道路とみなせるとの判断に至り、松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線を変更することとなった。

よって、変更となる松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線以北には、既に特別緑地保全地区に指定された樹林地と連続する形で樹林地が残されており、今般、松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線の変更に合わせ、当該区域の樹林地を特別緑地保全地区に指定し、市街地に残る貴重な緑地を保全することで、優れた風致景観と住民の健全な生活環境を確保し、住民の健全な心身の保持及び増進を図るために、本書のとおり変更するものである。

松戸都市計画特別緑地保全地区の変更について（松戸市決定） 計画図

